

老人福祉センター利用者各位

老人福祉センターにおける浴室利用日数の見直しについて（お知らせ）

日頃より、札幌市の市政運営にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

札幌市の各老人福祉センターでは、現在、閉館日を除く月曜日から金曜日までの平日を浴室の利用日とさせていただいており、浴室を利用される方1回につき200円のご負担をお願いしております。

この200円という額は、本市の厳しい財政状況や事業仕分けの指摘を受けて、浴室に係る光熱水費等の維持管理費用を使用料収入で賄うために平成22年度当時に設定した金額ですが、平成30年度の浴室利用者数は平成22年度の約半分となっていることから、現在の使用料収入では維持管理費用を賄えない状況です。この他にも、入浴設備の老朽化に伴い、修繕費が増加傾向にあります。

また、一昨年策定・公表した「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」において歳入・歳出の改革として受益者負担の適正化に取り組むこととしていることを踏まえて、令和元年11月に市内の全老人福祉センターにおいて利用者アンケートを実施して具体策を検討した結果、利用される方のご負担が過大となることのないよう使用料を上げずに、浴室の利用日数を減らして経費を削減することとしましたので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

1 浴室利用日の変更内容

令和3年7月1日（木）より、月、水、金曜日の週3日を浴室利用日とします。

ただし、月、水、金曜日のいずれかが祝日や休日で閉館となる場合は、その代わりに、同じ週の火、木曜日の開館日を浴室利用日とします。

2 利用者説明会の開催

2月22日（月）11時30分より多目的室にて、上記見直しに関する利用者説明会を開催いたします。出席をご希望の方は、2月19日（金）までに、センターの事務室までお申込みください。

お問い合わせ先 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課

電話 011-211-2976